

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	他国軍隊の敵対行為への支援の国際法上の評価
他言語論題 Title in other language	Support to Hostilities by Armed Forces in International Law
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (Matsuyama, Kenji) / 国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	783
刊行日 Issue Date	2016-4-20
ページ Pages	35-56
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	平和安全法制関連 2 法の成立によって、自衛隊による他国軍隊の敵対行為への支援は広範に及ぶようになったが、同関連法の国会審議における論点の一つであった国際法上の評価について論じる。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

他国軍隊の敵対行為への支援の国際法上の評価

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課長 松山 健二

目 次

はじめに

I 軍隊の敵対行為に関する国際法

1 jus ad bellum

2 武力紛争法

II jus ad bellum における評価

III 武力紛争法における評価

1 武力紛争法の適用要件

2 武力紛争法上の軍事目標

3 武力紛争法が適用される地理的範囲

4 戦争違法化以後の中立法

IV 考察

おわりに

要 旨

- ① 平和安全法制関連2法の成立によって、自衛隊による他国軍隊の敵対行為への支援は広範に及ぶようになったが、同関連法の国会審議における論点の一つとなったのがその国際法上の評価である。
- ② 論点の一つとなった国際法上の評価とは、自衛隊による他国軍隊の敵対行為への支援の際に、ジュネーブ諸条約等の武力紛争法の適用の有無と、国際司法裁判所によるニカラグア事件の本案判決を踏まえて国際法上は武力行使として位置付けられるのではないかという指摘に関するものである。
- ③ ニカラグア事件判決に加えて「侵略の定義に関する決議」第3条(f)を踏まえると、他国の反乱軍への支援や、第三国が他国に対する侵略行為（武力攻撃を含む。）を行うために自国領域を使用することを許容することは、他国に対する直接的な行為ではないが武力行使禁止原則に反する武力行使を構成することがあるといえる。
- ④ X国はY国に対して武力を行使しており、Z国は、X国のY国に対する敵対行為への支援を行うという想定でいうと、X国のY国に対する武力行使が違法であるとき、Z国の支援も武力行使禁止原則に反する武力行使を構成することはありうる。他方、X国のY国に対する武力行使が自衛権に基づく措置であって国際法上適法な行為であるとき、Z国の支援が国際法上どのように評価されるかは明らかではない。
- ⑤ 武力紛争法は、武力紛争の存在という事実によって適用され、当事国の認否は関係ない。上記の想定でいうと、Z国とY国の間に武力紛争が存在するか否かは、両国間における敵対行為の存否によってのみ決定される。X国とY国の間の武力行使の正当性がどちらにあるか、Z国の支援に関する国際法上の適否の評価にも左右されない。
- ⑥ 軍隊による他国の敵対行為への支援は、*jus ad bellum*上は、当該支援を実施する国の認識にかかわらず、敵対行為を受ける国からは武力行使禁止原則の違反を含めて国際違法行為を構成すると評価されることがありうる。武力紛争法上は、支援を行う国がその行為だけで紛争当事国となるかは定かではないが、当該国が敵対行為を受けたときは紛争当事国になることがあるといえる。

はじめに

第 189 回国会で国会に提出され成立した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 76 号。以下「平和安全法制整備法」という。）⁽¹⁾と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成 27 年法律第 77 号。以下「国際平和支援法」という。）⁽²⁾（以下この二つの法律をあわせて「新安保法制」という。）によって、我が国の安全保障法制において規定される自衛隊の活動の場と内容は大きく広がった。新安保法制の論点は多岐にわたるが、その一つに、自らは敵対行為を行わない状況における他国軍隊の敵対行為への支援、特にその国際法上の評価がある。

新安保法制の成立後の我が国の安全保障法制で規定される自衛隊によるこのような他国軍隊の敵対行為への支援⁽³⁾には、重要影響事態⁽⁴⁾における後方支援活動と国際平和共同対処事態⁽⁵⁾における協力支援活動がある⁽⁶⁾。後方支援活動とは、「合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するもの」⁽⁷⁾であり、協力支援

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016 年 3 月 1 日である。

(1) 施行日は附則で「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と定められ、本稿執筆日（2016 年 3 月 1 日）では当該政令は定められていない。

(2) 施行日は附則で平和安全法制整備法の施行の日から施行すると定められ、本稿執筆日（2016 年 3 月 1 日）ではまだ施行していない。

(3) 新安保法制による安全保障法制の改正のうち、本稿に關係する部分の概要を他国軍隊の活動への支援に限って次に紹介する。なお、「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」（以下「米軍等行動関連措置法」という。）に基づく他国軍隊の活動への支援は、自らが敵対行為を行うことを想定している状況においてなされるものであり、本稿の対象外である。

①「自衛隊法」（昭和 29 年法律第 165 号）及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 79 号）を改正し、加えて「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成 11 年法律第 60 号。以下「周辺事態安全確保法」という。）を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下「重要影響事態安全確保法」という。）に、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成 12 年法律第 145 号）を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（以下「船舶検査活動法」という。）に、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」（平成 16 年法律第 113 号）を米軍等行動関連措置法に改正した。なお、上記の法律を引用するときは改正後のものからとする。

②自衛隊法及び船舶検査活動法の改正と重要影響事態安全確保法への改正では、周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍（後方地域搜索救助活動及び船舶検査活動に相当する活動を行う米軍を含む。）に対する後方地域支援から、重要影響事態に対処し日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍及び国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊（搜索救助活動及び船舶検査活動に相当する活動を行う米軍等を含む。）に対する後方支援を行えるようにした。

③国際平和支援法の制定によって、国際平和共同対処事態に対処するための活動を行う外国軍隊等に対する協力支援活動を行えるようにした。

なお、強制活動としての性格を持たない国際的な平和活動は武力紛争当事者性を有さない（第三章第 1 節参照）、本稿では平和安全法制整備法における「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（平成 4 年法律第 79 号）の改正は取り扱わない。

(4) 重要影響事態とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」である（重要影響事態安全確保法第 1 条）。

(5) 国際平和共同対処事態とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」である（国際平和支援法第 1 条）。

活動とは、「諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するもの」⁽⁸⁾である。

新安保法制の成立によって、自衛隊による他国軍隊の敵対行為への支援はこのように広範に及ぶようになったが、同関連法の国会審議における論点の一つとなったのがその国際法上の評価である。具体的には、自衛隊による当該行為について、ジュネーブ諸条約等の武力紛争法(The Law of Armed Conflict)の適用の有無と、国際司法裁判所(International Court of Justice: ICJ)による、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動に関する事件」(以下「ニカラグア事件」という。)⁽⁹⁾の本案判決(以下「ニカラグア事件判決」という。後述)を踏まえて国際法上は武力行使として位置付けられるのではないかという指摘に関するものである。

武力紛争法の適用の有無については、「いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は武力行使に当たらない範囲で行われるものであります。我が国がこうした活動を非紛争当事国として行っている場合について申し上げれば、そのこと自体によって我が国が紛争当事国となることはなく、そのような場合に自衛隊員がジュネーブ諸条約上の捕虜となることは想定されないと考えます。」(岸田文雄外務大臣)との政府側の見解が示された⁽¹⁰⁾。

また、国際法上は武力行使として位置付けられるのではないかという指摘については、新安保法制の国会審議で取り上げられているが⁽¹¹⁾、これに対する政府の見解は、自衛隊による他国軍隊の敵対行為への支援が初めて法制化された周辺事態安全確保法等の国会審議において示されている。その見解とは、「御指摘のICJ判決は、ある国が他国内のゲリラ等の反政府勢力に対して行う支援等の論点につき法的評価を行ったものであります。政府といたしましては、国際

(6) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態に際して自衛隊が行う措置には、ほかに搜索救助活動がある。また、自らが敵対行為を行うことを想定している状況における他国軍隊の敵対行為への支援としては、武力攻撃事態及び存立危機事態における「自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施」(米軍等行動関連措置法第10条)がある。

(7) 重要影響事態安全確保法第3条第1項第2号

(8) 国際平和支援法第3条第1項第2号

(9) ニカラグア事件とは、ニカラグアが自国に対する米国の軍事的活動等を違法であるとしてICJに1984年に提訴し、それを受けてICJが審理を行い1986年に米国の当該活動の違法性を決定する判決を下した事件である。この事件を扱った文献は多数あるが、詳細な解説として次の文献がある。杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的活動事件(本案)」『国際法外交雑誌』89巻1号、1990.4、pp.53-82; 広部和也「ニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的活動事件—ニカラグア事件—」波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所—判決と意見—第2巻(1964-93年)』国際書院、1996、pp.236-312。また、集団的自衛権という観点から論じたものとして次の文献がある。松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論—」『レファレンス』696号、2009.1、pp.79-98。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999625_po_069604.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 下中菜都子・樋山千冬「集団的自衛権の援用事例」『レファレンス』770号、2015.3、pp.25-48。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9107336_po_077003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(10) 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第16号 平成27年7月1日 p.37。なお、存立危機事態については日本が紛争当事国になりうると日本政府は説明している。「存立危機事態が認定され、存立危機武力攻撃を排除するため武力の行使を行っている状況においては、我が国は基本的にはジュネーブ諸条約上の紛争当事国となっていると考えられます。したがって、このような場合にはジュネーブ諸条約の紛争当事国の軍隊に規定する規定が自衛隊の活動に適用されることになると解します。」(岸田外務大臣答弁)。第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号(その一) 平成27年7月8日 p.10。

(11) 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第3号 平成27年5月27日 pp.44-45; 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第19号 平成27年9月11日 pp.7-9。

社会における主要な司法機関である国際司法裁判所の判決は厳粛に受けとめておりますが、その判決の具体的内容については、それぞれの論点につき個別の事件の文脈に照らして理解すべきものと考えます。…(中略)…一般に外国の反政府勢力に対する武器、兵たん、その他の支援の供与の形でなされる援助がその外国に対する武力の行使や干渉とみなされることもあり得ると述べていることは承知しております。…(中略)…一般論として、何が武力の行使とみなされることになるのかについてこの判決で明確にされているとは全く考えておりません。」(高村正彦外務大臣(当時))というものである⁽¹²⁾。

軍隊の敵対行為を含めて武力行使にかかる国際法は、武力行使の正否を律する *jus ad bellum* と害敵手段・方法を律する *jus in bello* に大別され⁽¹³⁾、後者は武力紛争法などとも称される。*jus ad bellum* と武力紛争法は、相互に独立した法体系でありその評価も別々に行われる⁽¹⁴⁾。本稿では、はじめに、軍隊の敵対行為に関する国際法である *jus ad bellum* と武力紛争法を概観する。次に、*jus ad bellum* 及び武力紛争法という観点から軍隊による他国軍隊の敵対行為への支援を評価しそれを踏まえて考察を行う。

I 軍隊の敵対行為に関する国際法

1 *jus ad bellum*

jus ad bellum の主要な条約上の規定は、国際連合憲章(昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」という。)の武力行使に関する条項である。国連憲章は、国際連合(以下「国連」という。)加盟国の武力による威嚇又は武力の行使を禁止し(第2条第4項)、第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」に基づき国連安全保障理事会(以下「国連安保理」という。)がとる措置と「武力攻撃が発生した場合」の「個別的又は集団的自衛の固有の権利」(第51条)の行使(以下「自衛権の行使」という。)に基づく措置をその例外として適法なものとする。また、自衛権を行使した国は、同じく国連憲章第51条により国連安保理への報告の義務がある。国連憲章第2条第4項に規定される内容を武力行使禁止原則といい、国際連盟規約や不戦条約などを受け、国連憲章が武力による威嚇又は武力の行使を禁止するに至る武力行使の規制のプロセスを一般に戦争の違法化という。なお、国際法上戦争は違法化されたものの、「戦争」という用語は、湾岸戦争やイラク戦争など一般的に用いられるだけでなく、戦争法(後述)など武力紛争に関係する国際法上の用語としても使用されることがある⁽¹⁵⁾。

(12) 第145回国会参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第9号(その一)平成11年5月20日 p.27.

(13) *jus ad bellum* (ユス・アド・ベルム) と *jus in bello* (ユス・イン・ベロ) はラテン語文法による表現であり、*ius ad bellum* と *ius in bello* とともに表記される。国際法においては戦間期に用いられるようになり、第二次世界大戦後確立した用語である。Robert Kolb, “Origin of the Twin Terms: *Jus ad Bellum/ Jus in Bello*,” *International Review of the Red Cross*, no.320, 1997, pp.558-562. *jus ad bellum* は開戦法規、*jus in bello* は交戦法規と訳されることがある。藤田久一「戦争法」国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』三省堂, 2005, p.548.

(14) Marko Milanovic and Vidan Hadzi-Vidanovic, “A Taxonomy of Armed Conflict,” Nigel D. White and Christian Henderson, eds., *Research Handbook on International Conflict and Security Law: Jus ad Bellum, Jus in Bello, and Jus post Bellum* (Research Handbooks in International Law), Cheltenham: Edward Elgar, 2013, pp.264-265.

(15) ジュネーヴ諸条約第1追加議定書(後述)の我が国の公定訳にも「戦争の法規 (the laws of war)」(第23条第2項及び第67条第4項)という表現がある。

2 武力紛争法

国際法上、戦争が違法化される以前は、法上の戦争の存否によって適用される国際法は二分されており⁽¹⁶⁾、法上の戦争に適用される国際法を戦前の我が国では戦時国際法と呼んでいた⁽¹⁷⁾。戦時国際法は、交戦国間の権利義務を律する国際法及び交戦国と中立国の間の権利義務を律する国際法（以下「中立法」という。）によって構成されており、前者のうち、法上の戦争に適用されていた害敵手段・方法等の規制が武力紛争時に適用される国際法として継承され発展してきたのが *jus in bello* である。*jus in bello* は、武力紛争法、戦争法（The Law of War）や国際人道法（International Humanitarian Law）という表現が用いられることもあり⁽¹⁸⁾、本稿では武力紛争法という用語を採用するが引用するときはその限りではない。中立法は、武力紛争法や戦争法という表現のときには含まれるが、国際人道法という表現のときには含まれないことがある⁽¹⁹⁾。

中立法は、交戦国には中立国の不可侵、中立国には交戦国に兵器を提供するなど特定の物品・役務を提供することを控える義務（避止義務）などを課し、戦争が国際法上認められていた時期に形成され、「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」（明治45年条約第5号。以下「陸戦中立条約」という。）と「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約」（明治45年条約第12号。以下「海戦中立条約」という。）などの条約として成文化されている。第Ⅲ章第4節で詳述するが、中立法が戦争の違法化以後どのように機能するかについては議論がある。

武力紛争法は、害敵手段・方法を律するハーグ法と、武力紛争の犠牲者の保護や人道的待遇を確保するジュネーヴ法に分けられる⁽²⁰⁾。ハーグ法は、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（明治45年条約第4号。以下「陸戦法規慣例条約」という。）や「戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル条約」（明治45年条約第9号）などの条約と慣習国際法によって構成され、これらの条約がハーグで採択されたことからこのように通称される。なお、慣習国際法とは、諸国による一般慣行と法的確信をもって形成され、当事国を拘束する条約と異なり、国際社会における全ての国際法上の主体を拘束する。

他方、「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」（昭和28年条約第25号。以下「第3条約」という。）など戦地・海上における軍隊の傷病者等、捕虜及び文民を保護するために1949年にジュネーヴで採択された四つの条約⁽²¹⁾を総称してジュネーヴ諸条約といい、ジュネーヴ法はジュネーヴ諸条約などの条約と慣習国際法によって構成される。

(16) McNair and A. D. Watts, *The Legal Effects of War*, fourth edition, London: Cambridge University Press, 1966, pp.2-3.

(17) 信夫淳平『戦時国際法講義 第1巻』丸善, 昭和16(1941), pp.1-2.

(18) U.K. Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, Oxford: Oxford University Press, 2004, pp.1-2, para.1.2.

(19) Department of Defense, Office of General Counsel, *Department of Defense Law of War Manual*, June 2015, p.8, para.1.3.1.2. <<http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/Law-of-War-Manual-June-2015.pdf>>

(20) 藤田久一『国際人道法 新版 再増補』有信堂高文社, 2003, p.2. 武力紛争法を対象とする文献は多数あるが、次の文献にその概要・歴史を簡便にまとめた記述がある。松山健二『武力紛争法とイスラエル・パレスチナ紛争—第2次インテッファダにおけるテロと国家テロ—』大学教育出版, 2008, pp.34-63; 松葉真美「国際人道法と国際人権法の相互作用—人道法は人権法に優先するのか—」『レファレンス』690号, 2008.7, pp.42-44. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999656_po_069003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(21) 残りの三つの条約は、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」（昭和28年条約第23号）、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」（昭和28年条約第24号）、「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」（昭和28年条約第26号。以下「第4条約」という。）である。

武力紛争法に関する他の主要な条約としては、ハーグ法とジュネーヴ法の内容を更新して成文化したジュネーヴ諸条約の二つの追加議定書（以下「ジュネーヴ諸条約追加議定書」という。）がある⁽²²⁾。国際的武力紛争を対象とする「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（平成16年条約第12号。以下「第1追加議定書」という。）と、非国際的武力紛争を対象とする「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（平成16年条約第13号）である。

II jus ad bellum における評価

国連憲章では、jus ad bellum に関連する規定において、侵略行為（第1条第1項、第7章表題、第39条）、武力の行使（第2条第4項）、武力攻撃（第51条）といった重要な用語が用いられているが定義はない。国連憲章で用いられる「武力 (force)」が「軍事力 (armed force)」を指すことは通説となっているが、これらの用語の内容やその相互の関係について確定的なものはない⁽²³⁾。このうち、武力行使禁止原則で禁止される内容（武力行使）と、自衛権の行使の要件となる内容（武力攻撃）が合致していないとして、武力攻撃に至らない武力行使を受けるときは武力行使による対応などの有効な対策をとることができない事態になりかねないという懸念から、特に武力行使と武力攻撃の内容や相互関係が問題とされてきた⁽²⁴⁾。

こうした状況において、ICJは、武力行使禁止原則や自衛権の行使に関係する事件の判決や勧告的意見⁽²⁵⁾を通じて武力行使等の概念を解釈してきた⁽²⁶⁾。なお、ICJの決定については、国際司法裁判所規程（昭和29年条約第2号）第59条に「裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する。」とあるものの、過去の裁判例や見解は勧告的意見を含めて後の裁判で踏襲されることがあり⁽²⁷⁾、またそこで示された判断は慣習国際法の内容の確定に寄与するとされる⁽²⁸⁾。

本稿では、ICJの判決等のうち、ニカラグア事件判決、「核兵器による威嚇またはその使用の

⁽²²⁾ David H. Lee, ed., *Operational Law Handbook 2015*, Charlottesville: Judge Advocate General's Legal Center and School, 2015, p.16. <https://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2015.pdf>

⁽²³⁾ Albrecht Randelzhofer and Oliver Dörr, "Article 2 (4)," Bruno Simma et al., eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, third edition, vol.1, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.208.

⁽²⁴⁾ 藤田久一『国連法』東京大学出版会, 1998, pp.279-282; Albrecht Randelzhofer and Georg Nolte, "Article 51," Bruno Simma et al., eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, third edition, vol.2, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.1401-1403.

⁽²⁵⁾ 国際司法裁判所規程第65条第1項「裁判所は、国際連合憲章によって又は同憲章に従って要請することを許可される団体の要請があったときは、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えることができる。」

⁽²⁶⁾ ICJによる jus ad bellum の評価を扱った文献は多数あるが、自衛権の行使という観点から論じたものとして次の文献がある。Christine Gray, "The International Court of Justice and the Use of Force," Christian J. Tams and James Sloan, eds., *The Development of International Law by the International Court of Justice*, first edition, Oxford: Oxford University Press, 2013, pp.237-261; 浅田正彦「国際司法裁判所と自衛権—武力攻撃要件を中心に—」同ほか編『国際裁判と現代国際法の展開』三省堂, 2014, pp.388-430.

⁽²⁷⁾ 杉原高嶺『国際司法裁判制度』有斐閣, 1996, pp.340-342, 426-428.

⁽²⁸⁾ E. Jimenez de Arechaga, "Custom," Antonio Cassese and Joseph H. H. Weiler, eds., *Change and Stability in International Law-Making* (European University Institute), Series A 9, Berlin: Walter de Gruyter, 1988, pp.1-4; 杉原高嶺『国際法学講義第2版』有斐閣, 2013, pp.77-78. もっとも、ICJが判決等において示した立論や結論が批判されることはしばしばあり、慣習国際法に関する判断についてもそれは同様である。Alan Boyle and Christine Chinkin, *The Making of International Law* (Foundations of Public International Law), Oxford: Oxford University Press, 2007, pp.278-285.

適法性」に関する勧告的意見⁽²⁹⁾、「オイル・プラットフォームに関する事件」(以下「オイル・プラットフォーム事件」という。)⁽³⁰⁾、「コンゴ領域における軍事的活動事件」(以下「コンゴ軍事的活動事件」という。)⁽³¹⁾を必要に応じて参照する。

ICJは、国連憲章第2条第4項で規定される武力行使禁止原則も同憲章第51条で規定される自衛権の行使のいずれも慣習国際法を構成しているとし⁽³²⁾、後者については、「武力攻撃の発生」と、事後に求められる「国連安保理への報告」という要件に加えて、「その措置が武力攻撃と均衡していること」(均衡性)と、「その措置が武力攻撃に対応するために必要であること」(必要性)という二つの要件が課されていると、ニカラグア事件判決、「核兵器による威嚇またはその使用の適法性」に関する勧告的意見及びオイル・プラットフォーム事件(本案)判決で示した⁽³³⁾。また、集団的自衛権の行使の際には、これらの要件に加えて、「武力攻撃を受けた国が自らその旨を宣言すること」と「武力攻撃を受けた国が援助を要請すること」が要件となるとニカラグア事件判決で示した⁽³⁴⁾。

ICJは、ニカラグア事件判決において、武力行使は、武力攻撃を構成する「最も重大な形態の武力行使」と、「他のより重大ではない形態の武力行使」に区別されるとした⁽³⁵⁾。そして、判決を導くのに必要な「武器の提供、兵站又はその他の支援」という形式の反乱軍への援助の法的評価を行うために、「侵略の定義に関する決議」(1974年採択国連総会決議第3314号。当該決議の詳細は後述)と「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」(1970年採択国連総会決議第2625号。以下「友好関係原則宣言」という。)の特定の条項を参照した。

ICJは、「軍事力の行使を実行する武装部隊等の国による派遣若しくは国のための派遣又はかかる行為に対する国の実質的関与」を侵略行為とする「侵略の定義に関する決議」第3条(g)が

⁽²⁹⁾ 1994年の国連総会の決議によって求められ、ICJが1996年に「核兵器による威嚇またはその使用の適法性」に関する勧告的意見を出した。勧告的意見の概要は、核兵器による威嚇又はその使用は武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的には違反するが、国家の生き残りが問題となる自衛の極限状態においてはそれが適法か違法かについて明確に結論を出すことはできない、というものである。この勧告的意見を扱った文献は多数あるが、詳細な解説として次の文献がある。横田洋三「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所一判決と意見一 第3巻(1994-2004年)』国際書院, 2007, pp.565-582; ジョン・パロース(浦田賢治監訳, 山田寿則・伊藤勸共訳)『核兵器使用の違法性—国際司法裁判所の勧告的意見—』(早稲田大学比較法研究所叢書 27)早稲田大学比較法研究所, 2001.

⁽³⁰⁾ オイル・プラットフォーム事件とは、イランが自国のオイル・プラットフォーム(海上石油採掘施設)に対する米国の攻撃を違法であるとしてICJに1992年に提訴したことを受けて、ICJが審理を行い2003年にイランの請求及び米国の反訴をともに退ける判決を下した事件である。この事件を扱った文献は多数あるが、詳細に解説してあるものとして次の文献がある。山村恒雄「石油採掘施設攻撃事件—オイルプラットフォーム事件—」波多野・廣部編著 同上, pp.192-236.

⁽³¹⁾ コンゴ軍事的活動事件とは、コンゴ民主共和国が自国に対するウガンダの軍事的活動を違法であるとしてICJに1999年に提訴し、それを受けてICJが審理を行い2005年にウガンダの当該活動の違法性を決定する判決を下した事件である。この事件の詳細な解説として次の文献がある。東北大学国際判例研究会「コンゴ領域における軍事活動事件(コンゴ民主共和国対ウガンダ)国際司法裁判所本案判決(2005年12月19日)」『法学』70巻6号, 2007.2, pp.125-139.

⁽³²⁾ *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, *I. C.J. Reports 1986*, pp.98-103, paras.187-190, 193.

⁽³³⁾ *ibid.*, p.94, para.176; *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, *I.C.J. Reports 1996*, p.245, para.41; *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2003*, p.198, para.76.

⁽³⁴⁾ *I.C.J. Reports 1986*, *ibid.*, p.105, para.199.

⁽³⁵⁾ *ibid.*, p.101, para.191.

慣習国際法を反映したものであり、武力攻撃は正規軍による国境を越える活動だけでなく、これらの行為も含まれるとした⁽³⁶⁾。他方、友好関係原則宣言は慣習国際法の存在を示す諸国の法的確信を構成するものとし、そのうち武力行使禁止原則を扱った第1原則にある「他国の領域に侵入させるための不正規軍・武装集団の組織化等」(第8項)や「武力行使等を伴う他国における内戦行為・テロ行為の組織化・教唆・援助・参加等」(第9項)などの行為が「他のより重大ではない形態の武力行使」に当たるとした⁽³⁷⁾。国は他国の国内管轄権内にある事項に干渉しない義務を負い、これを不干渉原則というが、不干渉原則を扱った友好関係原則宣言の第3原則にある「他国の政体の暴力的転覆に向けられる破壊活動等の組織化・援助等」(第2項第2文)という行為が干渉に相当するとした⁽³⁸⁾。このような立論に基づき、「武器の提供、兵站又はその他の支援」という形式の反乱軍への援助は、武力攻撃を構成しないが、「武力による威嚇又は武力の行使」か「他国の内部又は対外的な事項への干渉」に相当することがあるとした⁽³⁹⁾。なお、ICJがニカラグア事件判決において「侵略行為」と「武力攻撃」を同一のものとして扱ったことについては、前者の方が概念的に広いなどとする批判がある⁽⁴⁰⁾。

ニカラグア事件判決によるこのような国際法上の整理はこれより後の裁判にも継承されており、ICJは、コンゴ軍事的活動事件において、コンゴ民主共和国領域における同国に対する軍事的活動、同国領域の占領、同国領域で活動する不正規軍への軍事・兵站・経済・資金供与の援助というウガンダの行為は、武力行使禁止原則と不干渉原則に反するとした⁽⁴¹⁾。

ニカラグア事件判決で参照した「侵略の定義に関する決議」は、国連総会が、「侵略行為が行われたか否か」の「判定のための指針としての基本的な原則」(前文第10段落)として採択したものである⁽⁴²⁾。当該決議では、侵略を「最も深刻かつ危険な形態の違法な武力行使 (the illegal use of force)」(前文第5段落)、「国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による軍事力の行使 (the use of armed force)」(第1条)と規定し、第3条で侵略行為となる具体的行為を掲げている。これは、侵略が「軍事力の行使」であり、武力行使禁止原則でいう「武力行使」の一部であることを意味する⁽⁴³⁾。なお、この第3条で規定されている侵略行為は、2010年にカンパラ(ウガンダ)で開催された国際刑事裁判所規程検討会議において採択された侵略犯罪の規定において、侵略行為としてそのまま取り込まれている⁽⁴⁴⁾。

「侵略の定義に関する決議」第3条では、他国に対する直接的な行為以外の行為について侵略

(36) *ibid.*, pp.103-104, para.195.

(37) *ibid.*, p.101, para.191.

(38) *ibid.*, p.102, para.192.

(39) *ibid.*, pp.103-104, para.195.

(40) Terry D. Gill, "The Law of Armed Attack in the Context of the Nicaragua Case," *Hague Yearbook of International Law*, vol.1, 1988, pp.36-38; Olivier Corten, translated by Christopher Suttle, *The Law against War: The Prohibition on the Use of Force in Contemporary International Law* (French Studies in International Law), vol.4, Oxford: Hart Publishing, 2010, pp.404-405.

(41) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2005*, p.280, para.345 (1).

(42) 「侵略の定義に関する決議」を扱った文献は多数あるが、詳細な解説として次の文献がある。東泰介「国連安全保障理事会と「侵略の定義」」林久茂ほか編『国際法の新展開—太寿堂鼎先生還暦記念—』東信堂, 1989, pp.353-387.

(43) Bengt Broms, "The Definition of Aggression," *Recueil des Cours*, vol.154, 1977-I, pp.338, 341-344; 真山全「国際法上の侵略の定義」『戦争と平和』6号, 1997, pp.40-41; Oliver Dörr, "Use of Force, Prohibition of," Rüdiger Wolfrum, ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.10, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.609-611.

行為を構成する場合として、上記の第3条(g)の規定に加え(f)「他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国の行為」を掲げている。すなわち、侵略行為を自ら行っていないとしても、当該行為を行うために自国の領域を使用することを許容する行為も侵略行為であると規定しているのである⁽⁴⁵⁾。国際違法行為を実施した国だけでなく当該行為への支援・援助を行う国も国際違法行為に伴う国家責任を負うことがあることは、国際連合国際法委員会（以下「国際法委員会」という。）⁽⁴⁶⁾が作成した「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」（以下「国家責任条文」という。）⁽⁴⁷⁾の第16条⁽⁴⁸⁾において示されており⁽⁴⁹⁾、同条項は慣習国際法を構成しているとされる⁽⁵⁰⁾。国家責任条文についての国際法委員会の注釈の第16条に関する記述には、第三国に対する武力攻撃を行うための他国によるその領域の使用を許容することが武力行使禁止原則に反する行為として整理されている⁽⁵¹⁾。

Ⅲ 武力紛争法における評価

1 武力紛争法の適用要件

武力紛争法が適用される要件を規定しているのは、ジュネーヴ諸条約の共通第2条⁽⁵²⁾である。ジュネーヴ諸条約の共通第2条第1項は、「平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしなないとを問わず、適用する。」と規定している。また、第1追加議定書は、その第1条第3項で、「この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ諸条約を補完するものであり、同諸条約のそれぞれの第2条に共通して規定

(44) Amendments to the Rome Statute of the International Criminal Court on the Crime of Aggression, RC/Res.6, The Crime of Aggression, 11 June 2010, Annex I. 2010年の国際刑事裁判所規程検討会議の結果について、侵略犯罪の規定を含めて解説したものととして次の文献がある。竹村仁美「国際刑事裁判所規程検討会議の成果及び今後の課題」『九州国際大学法学論集』17巻2号, 2010.12, pp.1-42; 真山全「国際刑事裁判所規程検討会議採択の侵略犯罪関連規定一同意要件普遍化による安保理事会からの独立性確保と選別性極大化」『国際法外交雑誌』109巻4号, 2011.3, pp.1-33.

(45) Gill, *op.cit.*(40), pp.36-37; Randelzhofer and Nolte, *op.cit.*(24), p.1414.

(46) 国際法委員会は、1947年に国際法の漸進的発達と法典化を促進する目的で国連総会によって設置された。これまで複数のテーマの条文を採択しており、国家責任条文もその一つである。

(47) Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, *UNDoc. A/RES/56/83*, 28 January 2002, Annex.

(48) 国家責任条文第16条「他国による国際違法行為の遂行において当該他国を支援又は援助する国は、次の場合には、当該支援又は援助について国際法上責任を負う。(a)当該国が、その国際違法行為に関する事情を知りながらこれを行い、かつ、(b)その行為が、当該国により行われたならば国際法上違法である場合」。日本語訳は次の文献に依拠した。奥脇直也・岩沢雄司編『国際条約集 2015年版』有斐閣, 2015, p.112.

(49) Christian Dominicé, “Attribution of Conduct to Multiple States and the Implication of a State in the Act of Another State,” James Crawford et al., *The Law of International Responsibility*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.285-287.

(50) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, *I.C.J. Reports 2007*, p.217, para.420.

(51) Document A/56/10: Report of the International Law Commission on the work of its fifty-third session (23 April–1 June and 2 July–10 August 2001), Commentary, Article 16, *Yearbook of the International Law Commission 2001*, vol.2, part 2, A/CN.4/SER.A/2001/Add.1 (Part 2), pp.66-67, para. (8).

(52) ジュネーヴ諸条約の第1条から第3条は同一の文言であり、第1条が条約の尊重、第2条が条約の適用要件、第3条が非国際的武力紛争に適用される内容を規定しており、「共通第2条」や「共通第3条」と表現することが定着している。

する事態について適用する。」と規定している。このように武力紛争法の適用は武力紛争という事実状態の存否次第であり、これを事実主義に基づく適用ともいう⁽⁵³⁾。武力紛争法が事実主義に基づく適用とされたのは、紛争当事国の意思表示との関係を断ち当該紛争当事国に武力紛争法上の義務を回避する選択肢を与えないためであり⁽⁵⁴⁾、また、これは法上の戦争が否定されていることとも関係する⁽⁵⁵⁾。なお、当事国が武力紛争の存在を認めるときは、敵対行為が起きていなくても当事国間で武力紛争は存在することになる⁽⁵⁶⁾。

武力紛争法が適用されるには武力紛争が存在する必要があるが、ジュネーヴ諸条約を含めて武力紛争法にかかる条約で武力紛争の定義やそれが存在する要件を規定しているものはない。武力紛争の定義を含めてジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約追加議定書の内容については、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross: ICRC）が刊行した注釈書⁽⁵⁷⁾が参考になる。このうち第3条約の注釈書では、「条約適用の前提条件としては、正式の戦争の宣言も、戦争状態の存在の承認も必要ではない。事実上の敵対行為の発生で足りる」、「二国間に紛議が生じ、軍隊の構成員の介入にまで発展する戦争〔先行する「紛議」とともに“[a]ny difference”の訳語〕は、当事国の一が戦争状態を否認した場合においても、第2条の意味する武力紛争であるかにより差別が生じるものではない。」（〔 〕内は筆者補記）と解説している⁽⁵⁸⁾。ただし、軍隊の構成員による敵対行為があるとしても、国連の軍事的活動に従事する場合に、当該構成員が武力紛争法上文民と同様の保護対象であり当該敵対行為が自衛として行われるときは武力紛争当事者性を有しないとされる⁽⁵⁹⁾。

なお、敵対行為（hostilities）という概念は、武力紛争法が直接対象とするものであり、複数の条約で用いられている用語ではあるものの、国際法上明確な定義はない⁽⁶⁰⁾。ICRCのジュネーヴ諸条約追加議定書の注釈書には、敵対行為には「敵対する当事者の軍隊の兵員・物資を明確

53) 真山全「テロ行為・対テロ作戦と武力紛争法」初川満編『テロリズムの法的規制』（総合叢書 7）信山社, 2009, pp.81-82.

54) Jean S. Pictet, ed., *The Geneva Conventions of 12 August 1949: Commentary*, III, Geneva: International Committee of the Red Cross, 1960, pp.22-23. <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/GC_1949-III.pdf>

55) 真山全「ジュネーヴ諸条約と追加議定書」国際法学会編『安全保障』（日本と国際法の100年 10）三省堂, 2001, p.167.

56) Dietrich Schindler, “The Different Types of Armed Conflicts According to the Geneva Conventions and Protocols,” *Recueil des Cours*, vol.163, 1979-II, pp.131-132.

57) Jean S. Pictet, ed., *The Geneva Conventions of 12 August 1949: Commentary*, I, II, III (Pictet, ed., *op.cit.*(54)), IV, Geneva: International Committee of the Red Cross, I: 1952, II: 1960, IV: 1958. <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/GC_1949-I.pdf>, <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/GC_1949-II.pdf>, <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/GC_1949-IV.pdf>; Yves Sandoz et al., eds., *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949*, Geneva: International Committee of the Red Cross and Martinus Nijhoff Publishers, 1987. <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/Commentary_GC_Protocols.pdf>

58) Pictet, ed., *op.cit.*(54), pp.22-23. 日本語訳は次の文献によった。榎本重治・足立純夫訳『ジュネーヴ条約解説 III』朝雲新聞社, 1973, pp.24-25.

59) 真山全「国連の軍事的活動に対する武力紛争法の適用」安藤仁介ほか編『21世紀の国際機構—課題と展望—』東信堂, 2004, pp.314-317. また、衛生要員や宗教要員は、紛争当事者の軍隊の構成員であっても戦闘員ではないので同じく武力紛争当事者性を有しないと見える。後掲注82参照。

60) Nils Melzer, “Conceptual Distinction and Overlaps between Law Enforcement and the Conduct of Hostilities,” Terry D. Gill and Dieter Fleck, eds., *The Handbook of the International Law of Military Operations*, Oxford: Oxford University Press, 2010, p.37.

に攻撃することをその性質又は目的において意図する戦争行為」が含まれるとする記述がある⁽⁶¹⁾。また、ICRCは文民による敵対行為への直接参加という問題を扱う「国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針」(以下「ICRC 解釈指針」という。)⁽⁶²⁾を2009年に刊行したが、ここでは「紛争当事者が害敵手段・方法に集団的に訴えること」という定義をしている⁽⁶³⁾。

ICRCのジュネーヴ諸条約の注釈書にある共通第2条の解説で示されているのは、①武力紛争の存在は当事国が戦争状態を否認したとしてもそれと関係なく事実によって決まること、②軍隊による敵対行為が武力紛争という状態を生じさせること、③敵対行為の烈度と期間は問われないこと、である。武力紛争法の適用要件については、ICRCのジュネーヴ諸条約追加議定書の注釈書においても同様の記述となっている⁽⁶⁴⁾。また、武力紛争という状態を生じさせる敵対行為について、その対象は軍事目標(後述)に限定されない⁽⁶⁵⁾。

上記のICRCの注釈書で示された解釈のうち、③についてはそれを支持する学説⁽⁶⁶⁾(以下「初撃説」⁽⁶⁷⁾)という。)と、適用する際に一定の烈度の戦闘を要件とする学説⁽⁶⁸⁾(以下「烈度説」という。)がある⁽⁶⁹⁾。

烈度説によれば、国境における衝突や海軍艦船による事件などの単発的な衝突だけでは武力

(61) Sandoz et al., eds., *op.cit.*(57), p.516, para.1679.

(62) Nils Melzer, *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law*, International Committee of the Red Cross, 2009. <<https://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc-002-0990.pdf>> この資料を論じたものとして次の文献がある。長嶺義宣「文民の「敵対行為への直接参加」概念について—ICRCの解釈ガイドライン—」『国際安全保障』37巻3号, 2009.12, pp.19-39; 真山全「文民保護と武力紛争法—敵対行為への直接的参加概念に関する赤十字国際委員会解釈指針の検討—」『世界法年報』31号, 2012.3, pp.129-158. ICRC 解釈指針を以下本稿で引用するときは次の日本語版に依拠しつつ必要に応じて表現を変えた。ニルス・メルツァー(黒崎将広訳)『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』赤十字国際委員会駐日事務所, 2012. <<https://www.icrc.org/eng/assets/files/publications/p0990-direct-paticipation-hostilities-japanese-2012.pdf>>

(63) Melzer, *ibid.*, p.43; メルツァー(黒崎訳) 同上, p.34.

(64) Sandoz et al., eds., *op.cit.*(57), p.40, paras.61-62.

(65) Julia Grignon, “The Beginning of Application of International Humanitarian Law: A Discussion of a few Challenges,” *International Review of the Red Cross*, vol.96 no.893, Spring 2014, pp.146-147. <<https://www.icrc.org/en/download/file/11948/irrc-893-scope-of-the-law-in-armed-conflict.pdf>>

(66) 樋口一彦「国際人道法の適用における「武力紛争の存在」—国際的武力紛争と内戦(非国際的武力紛争)の区別の意味—」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂, 2004, pp.122-129; Noam Lubell, *Extraterritorial Use of Force against Non-State Actors* (Oxford Monographs in International Law), Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.94-95; Dapo Akande, “Classification of Armed Conflicts: Relevant Legal Concepts,” Elizabeth Wilmshurst, ed., *International Law and the Classification of Conflicts*, first edition, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.40-42; 浅田正彦「国際法における「武力紛争」の概念—国際的武力紛争における武力紛争法適用の敷居をめぐって—」松田竹男ほか編『現代国際法の思想と構造 II —環境、海洋、刑事、紛争、展望—』東信堂, 2012, pp.282-324. また、次の米国防総省資料によれば米国政府は初撃説を採用してきたとある。Department of Defense, Office of General Counsel, *op.cit.*(19), pp.81-82, para.3.4.2.

(67) 初撃説(first-shot theory)と呼ばれることがある。Jann K. Kleffner, “Scope of Application of International Humanitarian Law,” Dieter Fleck, ed., *The Handbook of International Humanitarian Law*, third edition, Oxford: Oxford University Press, 2013, pp.44-45.

(68) 鈴木和之「武力紛争法の適用の始期—暴力行為の烈度問題を中心に—」『防衛学研究』31号, 2004.7, pp.49-65; Christopher Greenwood, “Scope of Application of Humanitarian Law,” Dieter Fleck, ed., *The Handbook of International Humanitarian Law*, second edition, Oxford: Oxford University press, 2008, reprinted 2010, pp.47-48; Gary D. Solis, *The Law of Armed Conflict: International Humanitarian Law in War*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010, pp.151-152; International Law Association, Use of Force Committee, Final Report on the Meaning of Armed Conflict in International Law, August 2010. <<http://www.ila-hq.org/download.cfm/docid/2176DC63-D268-4133-8989A664754F9F87>>

紛争にはならず、これを超える交戦があつて初めて武力紛争として取り扱われるとする⁽⁷⁰⁾。その基準としては、敵対行為の主体（国家機関によるか個人によるか）⁽⁷¹⁾、敵対行為が継続する期間⁽⁷²⁾、使用される兵力の質量に規定されるという⁽⁷³⁾。烈度説に対して、ICRCは、戦闘の烈度が基準に達したか否か適用を決めることは政治的・法的な議論を招きかねないと批判し、第3条約が適用されれば敵の権力内に陥った軍隊の構成員は紛争の際の合法的な行為について訴追されない捕虜資格を得ることができるというメリットを例示した⁽⁷⁴⁾。初撃説と烈度説の主張の相違点について、捕虜の保護規定など武力紛争法が機能することが想定される事実の発生とその程度に応じて適用の有無が決定されるとする見解もある⁽⁷⁵⁾。

なお、国際的武力紛争について非国際的武力紛争とあわせて定義した国際裁判の判例として旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia: ICTY）のタジッチ事件⁽⁷⁶⁾（管轄権）上訴審裁判部判決があり、そこでは「武力紛争は、国家間で軍事力に訴えること（a resort to armed force）があるときと、一国内における政府当局と組織的武装集団との間又は組織的武装集団の間で武力による暴力行為が長引いているときは常に存在する。」と定義している⁽⁷⁷⁾。ここでは国際的武力紛争について烈度や期間を関連させていないので初撃説と合致するように考えられるが⁽⁷⁸⁾、烈度説からもその見解と合致する判例と解されることがあり⁽⁷⁹⁾、学説の対立は現段階では解決されていない。

2 武力紛争法上の軍事目標

武力紛争法上攻撃の対象は軍事目標に限定され⁽⁸⁰⁾、これを区別原則（principle of distinction）と

(69) 非国際的武力紛争における武力紛争法の適用については、一定の烈度の戦闘を要件とすることについて争いはない。浅田 前掲注(66), pp.285-286.

(70) Greenwood, *op.cit.*(68)

(71) *ibid.*

(72) Solis, *op.cit.*(68)

(73) 鈴木 前掲注(68), pp.60-62.

(74) International Committee of the Red Cross, *International Humanitarian Law and the Challenges of Contemporary Armed Conflicts*, 31st International Conference of the Red Cross and Red Crescent, 28 November – 1 December 2011, 31IC/11/5.1.2, pp.7-8. <<https://www.icrc.org/eng/assets/files/red-cross-crescent-movement/31st-international-conference/31-int-conference-ihl-challenges-report-11-5-1-2-en.pdf>>

(75) Kleffner, *op.cit.*(67)

(76) タジッチ事件とは、旧ユーゴスラヴィア紛争において当時ボスニア・ヘルツェゴヴィナに在住していたセルビア人のドゥシコ・タジッチ（Duško Tadić）がジュネーヴ諸条約の重大な違反行為、戦争の法規・慣例の違反及び人道に対する罪を行ったとして起訴されたことを受けて、ICTYが裁いた事件である。タジッチ事件は、管轄権、有罪認定、量刑といった観点から第1審と上級審で複数回争われ、2000年1月26日の上訴審量刑判決で20年の拘禁刑が確定した。この事件の解説として次の文献がある。樋口一彦「旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所タジッチ事件」『琉大法学』65号, 2001.3, pp.173-194.

(77) ICTY, *The Prosecutor v. Duško Tadić*, IT-94-1, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction (Appeals Chamber), 2 October 1995, para.70. <<http://www.icty.org/x/cases/tadic/acdec/en/51002.htm>>

(78) Marina Mancini, “The Effects of a State of War or Armed Conflict,” Marc Weller et al., eds. *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law*, first edition, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.998-1000.

(79) ICTYの判決では、先に紹介した箇所後に「これらの敵対行為は国際的武力紛争と国内の武力紛争の両方に適用される烈度要件を超えている。」という記述があり、これは烈度説を採用していると理解することもできる。International Law Association, Use of Force Committee, *op.cit.*(68), pp.14-15.

(80) 第1追加議定書第48条「紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。」、同第52条第2項第1文「攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。」

いう。軍事目標とは、武力紛争法上攻撃の対象として認められる人（戦闘員）と物を指す⁽⁸¹⁾。軍隊の構成員は戦闘員として敵対行為に直接参加する権利を有し⁽⁸²⁾、適法な攻撃対象となる。軍隊の構成員、一定の要件を満たす民兵隊・義勇隊の構成員、群民兵以外の者は文民と定義され⁽⁸³⁾、文民は敵対行為に直接参加しない限り攻撃の対象とすることが違法となるなど保護の対象となる⁽⁸⁴⁾。

軍事目標のうち物については「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」（第1追加議定書第52条第2項第2文）と定義されている。軍事目標には、軍用車両、武器、弾薬、燃料貯蔵所及び防御用構築物といった軍事に直結する物に加えて、上記の要件を満たす軍事作戦に管理・兵站の支援を提供する物（輸送・交通システム、鉄道、空港、港湾施設及び武力紛争の遂行において重要な産業）も含まれる⁽⁸⁵⁾。また、軍事目標に対する攻撃であっても、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」は禁止されており（第1追加議定書第51条第5項(b)、第57条第2項(a)(iii)）、これを均衡性原則（principle of proportionality）という。

上記の区別原則、軍事目標の定義及び均衡性原則に関する第1追加議定書の規定について、ICRCは慣習国際法を構成しているとしている⁽⁸⁶⁾。なお、米軍では、軍事目標の定義について、「軍事活動に効果的に資する物」を「戦争遂行と継戦の能力に効果的に資する物」に替えた説明をすることがある⁽⁸⁷⁾。

ここでは、軍事目標でいう「軍事活動に効果的に資する」や「軍事的利益をもたらす」という要件を理解する一助として、軍隊の活動における兵站（logistics）の役割について紹介する。兵站とは、軍隊の移動、軍隊への物品提供、軍隊の維持に関連する全ての行動を指す⁽⁸⁸⁾。また、

(81) Department of Defense, Office of General Counsel, *op.cit.*(19), p.205, para.5.7.1.1. 武力紛争法では、軍事目標という用語を物に限定しているときと人（戦闘員）も含めているときがある。Michael Bothe et al., *New Rules for Victims of Armed Conflicts: Commentary on the Two 1977 Protocols Additional to the Geneva Conventions of 1949*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1982, pp.284-285, para.2.2.1.

(82) 第1追加議定書第43条第2項「紛争当事者の軍隊の構成員（第3条約第33条に規定する衛生要員及び宗教要員を除く。）は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。」

(83) 第1追加議定書第50条第1項「文民とは、第3条約第4条A(1)から(3)まで及び(6)並びにこの議定書の第43条に規定する部類のいずれにも属しない者をいう。いずれの者も、文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなす。」

(84) 第1追加議定書第51条第2項「文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。」、同第3項「文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この部の規定によって与えられる保護を受ける。」

(85) Bothe et al., *op.cit.*(81), pp.323-324, para.2.4.2.

(86) Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, eds., *Customary International Humanitarian Law*, vol.1, Rules, Cambridge: Cambridge University Press, 2005, Reprinted with corrections 2009, Rule 7, 8, 14, pp.25-26, 29-30, 46-48. <<https://www.icrc.org/eng/assets/files/other/customary-international-humanitarian-law-ii-icrc-eng.pdf>> 第1追加議定書の当事国ではない米国は、同議定書第52条第2項が慣習国際法を構成しているとの見解を示している。“Memorandum for Mr. John H. McNeill, Assistant General Counsel (International), OSD, 9 May 1986,” David H. Lee, ed., *Law of Armed Conflict Documentary Supplement*, fifth edition, Charlottesville: Judge Advocate General’s Legal Center and School, 2015, pp.234-235. <https://www.loc.gov/r/frd/Military_Law/pdf/LOAC-Documents-Supplement-2015.pdf>

(87) U.S. Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations et al., *The Commander’s Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 1-14M/MCWP 5-12.1/COMDT PUB P5800.7A, July 2007, p.8-1, para.8.2. <http://perma.nent.access.gpo.gov/gpo56195/1-14M_%28Jul_2007%29_%28NWP%29.pdf>; 10 U.S.C. § 950p(a)(1).

米軍では「戦力の移動・支援の計画・遂行」と定義され⁽⁸⁹⁾、その主要な機能として補給、整備、展開・配給、保健役務、兵站役務 (logistic services)、工兵⁽⁹⁰⁾業務 (engineering)、「作戦上の契約支援」 (operational contract support) が挙げられている⁽⁹¹⁾。このうち、兵站役務は食料、水、基地における不測事態の対応や衛生に関する役務、埋葬など、工兵業務はインフラ、貯蔵地域、補給線 (lines of communications)、基地の構築・修理・整備、陸上部隊の機動への支援、地形分析など⁽⁹²⁾、「作戦上の契約支援」は作戦を支援するために商業的な資源から補給、役務、建設を計画し獲得するプロセスを指す⁽⁹³⁾。作戦遂行における兵站の重要性を示す一例を挙げれば、米陸軍のストライカー旅団戦闘チーム (3,929 人) が重度の戦闘を行う際の一日に要する弾薬は約 37,195kg、乾式備蓄は約 64,411kg、水は約 161m³、燃料油脂類は約 112m³である⁽⁹⁴⁾。

次に、第 1 追加議定書の軍事目標に関する規定にあるとおり、軍事目標は概念的に定義されているが、カテゴリー別リストも様々な組織によって作成されている。ここでは、米軍のカテゴリー別リストを紹介する⁽⁹⁵⁾。米軍が軍事目標としているのは、戦闘員 (陸空海軍部隊、特権を享受しない交戦者⁽⁹⁶⁾)、敵対行為に直接参加する文民、軍事装備 (車両、船舶、兵器、弾薬及び補給品を含む陸空海軍の装備)、軍事基地、軍事目標を収容している物件 (軍事装備の貯蔵・生産施設、戦闘員の待避所・兵舎) である⁽⁹⁷⁾。また、米軍は、過去の武力紛争で軍事目標であったものとして、①指導者が使用する施設、②通信物件、③輸送物件、④軍事的に重要な場所、⑤軍事作戦又は戦争遂行・継戦のための産業と関係する経済物件を挙げている⁽⁹⁸⁾。具体的には、ベトナム戦争では、北ベトナム側による南ベトナムへの人と補給の流れに直接打撃を加えることを特に

88) Thomas M. Kane, "Logistics," Gordon Martel, ed., *The Encyclopedia of War*, vol.3, Chichester: Wiley-Blackwell, 2012, p.1264.

89) Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, Joint Publication 1-02, 8 November 2010 (As Amended through 15 November 2015), p.146. <http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp1_02.pdf>

90) 旧陸軍で交通、築城、坑道爆破等の技術的作業に従事する兵種を工兵といい、戦後でも軍用語として一般的に用いられている。桜井忠温監修『国防大事典』中外産業調査会, 昭和 7 (1932), 陸軍編, p.50.

91) Joint Chiefs of Staff, *Joint Logistics*, Joint Publication 4-0, 16 October 2013, p.I-2. <http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp4_0.pdf>

92) *ibid.*, pp.II-8, II-9, II-10, II-11.

93) Joint Chiefs of Staff, *Operational Contract Support*, Joint Publication 4-10, 16 July 2014, p.I-4. <http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp4_10.pdf>

94) Robert W. Button et al., *Warfighting and Logistic Support of Joint Forces from the Joint Sea Base*, Santa Monica: RAND Corporation, 2007, pp.83-84. <http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/monographs/2007/RAND_MG649.pdf> 弾薬は 41 米トン、乾式備蓄は 71 米トン、水は 42,512 米ガロン、燃料油脂類は 29,719 米ガロンである。米トンは 1 米トン = 907.2kg、1 米ガロン = 3.785 リットル (0.003785m³) で換算した。

95) Department of Defense, Office of General Counsel, *op.cit.*(19), pp.206-208, paras.5.7.2, 5.7.4. 参考として、1956 年に ICRC が作成したリストの概要を次に掲げた。日本語訳は次の文献を参考にした。Sandoz et al., eds., *op.cit.*(57), pp.632-633, note 3; 足立純夫『現代戦争法規論』啓正社, 1979, pp.62-65. ①軍隊 (補助組織を含む。)、当該組織に属していないが戦闘に参加する者、②軍隊に占有されている場所・施設・構築物、戦闘において軍隊間で直接争われる目標地点等、③軍事的性質を備える施設・構築物等、④武器・軍用品の貯蔵所、⑤空港、ロケット発射場、海軍基地施設、⑥軍事的に重要な交通網・機関、⑦放送施設、テレビ局、軍事的に重要な電話・電信交換局、⑧戦争遂行において重要な産業 ((a)軍需産業、(b)軍事的性格を有する物品・資材の生産に関係する産業、(c)戦争遂行において重要な生産拠点である工場等、(d) (a)-(c)に資する貯蔵・輸送施設、(e)主に国防のためにエネルギーを供給する施設)、⑨兵器・戦争物資の実験・研究施設。

96) 合法戦闘員としての権利を有さずに敵対行為を行う者を、特権を享受しない交戦者 (unprivileged belligerent) や不法戦闘員 (unlawful combatant) という。Department of Defense, Office of General Counsel, *ibid.*, pp.103-106, para.4.3.

97) *ibid.*, pp.206-208, paras.5.7.2, 5.7.4.

98) *ibid.*, p.213, para.5.7.8.

目的として軍事目標を攻撃したとして、その対象には、道路、鉄道、橋梁、道路交差点、燃料油脂類施設、兵舎及び補給処、米軍のパイロットにとって危険な対空攻撃の拠点が含まれるとした⁽⁹⁹⁾。また、湾岸戦争では、指導指揮施設、発電施設、通信と指揮管制の拠点、戦略統合防空システム、空軍・空港、核・化学・生物兵器の研究・生産・貯蔵施設、スカッド・ミサイルの発射機と生産・貯蔵施設、海軍・港湾施設、石油精製・配給の施設、鉄道・橋梁、クウェート戦域のイラク陸軍部隊（共和国防衛軍を含む）、軍事貯蔵・生産の敷地を軍事目標として航空攻撃の対象としていた⁽¹⁰⁰⁾。

最後に、ICRC 解釈指針から、軍事目標の想定例を紹介する。武力紛争当事国の軍隊の構成員であれば戦闘員として軍事目標となるが、文民の場合は敵対行為に直接参加するときに軍事目標となる。ICRC 解釈指針は、文民の行為が敵対行為への直接参加を構成する基準として、危害の敷居、直接因果関係、交戦者とのつながりを挙げており、これら三つの全てを満たす必要があるとする⁽¹⁰¹⁾。

ICRC 解釈指針は、このうち直接因果関係について、一般的な戦争遂行努力及び継戦活動という概念を規定し、これらの行為は敵対行為への間接参加に対応することがあるとする⁽¹⁰²⁾。一般的な戦争遂行努力には、「敵の軍事的敗北に客観的に寄与する全ての活動（例えば、具体的な軍事作戦の文脈以外での武器・軍事装備の設計・生産・輸送、及び道路、港、空港、橋梁、鉄道及びその他のインフラの建設・改修）」、継戦活動には、これらに加えて「一般的な戦争遂行努力を支援する政治・経済・メディアの活動（例えば、政治的プロパガンダ、金融取引、農産物・非軍事産業製品の生産）」が含まれるという⁽¹⁰³⁾。

これらを踏まえて、ICRC 解釈指針では、文民であるトラック運転手が「遠方にある紛争地帯の貯蔵施設へと輸送するために工場から港にまで弾薬を輸送する」とき、この行為は弾薬を使用する軍事行動からは「遠く離れすぎている」ので敵対行為に直接参加しているとはいえないが、当該トラックは「正当な軍事目標」とであると評価する⁽¹⁰⁴⁾。

3 武力紛争法が適用される地理的範囲

武力紛争法上紛争当事国が軍事行動を行いうる地理的範囲は、紛争当事国領域、公海及び排他的経済水域並びに当該領域の上空の空間とされる⁽¹⁰⁵⁾。この地理的範囲を「交戦区域（region of war）」といい⁽¹⁰⁶⁾、これに対して実際に敵対行為が行われている場所を「戦地（theatre of war）」ということがある⁽¹⁰⁷⁾。実際に敵対行為が行われている場所については、ほかに「作戦地域

⁽⁹⁹⁾ Marjorie M. Whiteman, *Digest of International Law*, Department of State Publication 8367, vol.10, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1968, p.427.

⁽¹⁰⁰⁾ Department of Defense, *Conduct of the Persian Gulf War: Final Report to Congress*, 1992, pp.95-98.

⁽¹⁰¹⁾ Melzer, *op.cit.*(62), p.46; メルツァー（黒崎訳）前掲注(62), p.37. 関連する ICRC 解釈指針の記述は次のとおりである。「敵対行為への直接参加を構成するには、ある特定の行為が、次の累積基準を満たしていなければならない。すなわち、①当該行為は、武力紛争当事者の軍事行動もしくは軍事能力に不利な影響を及ぼすおそれがあるか、または直接の攻撃から保護される人や物に対して、死、傷害もしくは破壊を与えるおそれがあるものでなければならない（危害の敷居）。②当該行為と、当該行為または当該行為が不可分の一部をなす協同軍事行動のいずれかから生じるおそれのある危害との間に、直接的な因果関係の結びつきがなければならない（直接因果関係）。③当該行為は、一方の紛争当事者を支援しかつ他方の当事者を害する形で必要な危害の敷居を直接引き起こすことが明確に意図されたものでなければならない（交戦者とのつながり）。」

⁽¹⁰²⁾ Melzer, *ibid.*, p.51; メルツァー（黒崎訳）同上, p.40.

⁽¹⁰³⁾ Melzer, *ibid.*; メルツァー（黒崎訳）同上, p.41.

(theatre of operation, area of operation)』⁽¹⁰⁸⁾、「作戦地帯 (zone of operations)』⁽¹⁰⁹⁾や「戦闘地域 (combat zone)』⁽¹¹⁰⁾などの用語が使用されることもある⁽¹¹¹⁾。交戦区域は、中立法が交戦国による中立国の不可侵を義務付けていることと軌を一にする地理的範囲の設定であり⁽¹¹²⁾、交戦区域以外での軍事作戦の国際法上の適法性を中立法から論じられることもある⁽¹¹³⁾。中立法という観点については、次節で扱う。

タジッチ事件（管轄権）上訴審裁判部判決では、「ジュネーヴ諸条約は、国際的「武力紛争」の地理的範囲には沈黙しているが、規定のうち少なくともいくつかは敵対行為が行われている地域だけでなく紛争当事国の領域全体に適用されることが規定上示されている。」とする⁽¹¹⁴⁾。さらに、武力紛争法が事実主義に基づいて適用されるようになったことを考慮すれば、交戦区域以外の地域⁽¹¹⁵⁾であっても、軍事活動が実際に行われる場所であれば武力紛争法は適用されるといえる⁽¹¹⁶⁾。

なお、武力紛争法上規定される地理的範囲の設定として、病院及び安全のための地帯及び地区⁽¹¹⁷⁾、中立地帯⁽¹¹⁸⁾、無防備地区⁽¹¹⁹⁾、非武装地帯⁽¹²⁰⁾がある。また、武力紛争において紛争

⁽¹⁰⁴⁾ Melzer, *ibid.*, p.56; メルツァー（黒崎訳）同上, p.44. 関連する ICRC 解釈指針の記述は次のとおりである。「弾薬トラックの運転：文民たるトラック運転手が、前線で活動している射撃拠点にまで弾薬を運搬すれば、それはほぼ確実に、現在進行中の戦闘行動の不可分の一部であり、したがって敵対行為への直接参加とみなされなければならないであろう。他方、さらに遠方にある紛争地帯の貯蔵施設へと輸送するために工場から港にまで弾薬を輸送することは、その後の危害を直接引き起こす特定の軍事行動の際の弾薬使用からは遠く離れすぎている。弾薬トラックは正当な軍事目標のままであるが、このトラックを運転しても敵対行為への直接参加には当たらないので、文民たる運転手が直接の攻撃からの保護を奪われることはないだろう。したがって同トラックを直接攻撃する場合には、常に比例性 [proportionality の訳語。本稿では「均衡性」と訳している。] の評価において文民たる運転手の死の可能性が勘案されねばならないことになる。」（〔 〕内は筆者補記）

⁽¹⁰⁵⁾ Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-defence*, third edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2001, reprinted, 2003, pp.19-23.

⁽¹⁰⁶⁾ H. Lauterpacht, ed., *International Law: a Treatise, by L. Oppenheim, vol.2, Disputes, War and Neutrality*, seventh edition, London: Longmans, 1952, p.237; 新井京「交戦区域」国際法学会編 前掲注(13), p.241. “region of war”の訳語は、「交戦区域」のほかに、「戦争地域」というものもある。遠藤源六『国際法講義要綱（戦時の部）』明治大学出版部, 1955, pp.8-9.

⁽¹⁰⁷⁾ 陸戦法規慣例条約の条約附属書の陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下「陸戦法規慣例規則」という。）第 39 条、陸戦中立条約第 11 条

⁽¹⁰⁸⁾ Julia Breslin, “Region of War,” Rüdiger Wolfrum, ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.8, Oxford: Oxford University Press, 2012, p.746.

⁽¹⁰⁹⁾ 陸戦法規慣例規則第 29 条

⁽¹¹⁰⁾ 第 3 条約第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項。第 3 条約第 47 条第 2 項と第 4 条約第 127 条第 4 項の公定訳は「戦線」である。

⁽¹¹¹⁾ これらの用語について、国際法上意味する内容と各国が国内法等で定める内容は必ずしも同じではない。信夫淳平「陸戦」国際法学会編『国際法講座 第 3 巻』有斐閣, 1954, pp.132-133. 例えば、米軍は地域別に統合軍を設置しているが、その統合軍単位の地理上の区分を“theater of war”としてその下位の概念として“combat zone”と“communication zone”を置いている。U.S. Department of the Army, *Legal Support to Operations*, FM 27-100, 1 March 2000, pp.4-2, 4-3. <http://www.loc.gov/tr/frd/Military_Law/pdf/legal_support_operations.pdf>

⁽¹¹²⁾ Jean-Christophe Martin, “Theatre of Operations,” Weller et al., eds., *op.cit.*(78), pp.757-758.

⁽¹¹³⁾ Michael Bothe, “The Law of Neutrality,” Fleck, ed., *op.cit.*(67), pp.559-564.

⁽¹¹⁴⁾ ICTY, *op.cit.*(77), para.68.

⁽¹¹⁵⁾ 中立法が適用されるとして、一方の交戦国による中立国侵犯があった場合に中立国がそれを排除しないときは、他方の交戦国が当該領域において中立侵犯の交戦国を攻撃することは正当化される。Department of Defense, Office of General Counsel, *op.cit.*(19), pp.944-945, para.15.4.2.

⁽¹¹⁶⁾ Akande, *op.cit.*(66), p.42.

当事国が特定の地理的範囲で区域を設定し、その区域内において軍事目標と民用物を問わず攻撃するなど武力紛争法から逸脱した行為をとることがあり当該区域を戦争区域（war zone）などというが⁽¹²¹⁾、この戦争区域と上記の交戦区域等の概念とは直接の関係はない⁽¹²²⁾。

4 戦争違法化以後の中立法

現在の武力紛争への中立法の適用については、確定した解釈はみられない⁽¹²³⁾。国連安保理が国連憲章第7章に基づく措置をとり敵対する武力紛争当事国についてそれぞれの武力行使の正否を判断したときに、中立法が戦争違法化以前のように適用されることはない指摘される⁽¹²⁴⁾。他方、国連安保理が武力行使の適否を判断しないときについては、第三国は中立又は非交戦状態（non-belligerency）を選ぶことができるという学説（以下「非交戦国選択可能説」という。）と、第三国が非交戦状態を選ぶことは許されず、国連憲章の影響を受けつつも原則的には中立法が適用されるという学説（以下「非交戦国違法説」という。）がある⁽¹²⁵⁾。中立法が規定する中立国の義務から逸脱しながらも交戦国にはならず、適法な武力行使を行う国を支援する国を非交戦国といい、非交戦国と交戦国との関係を非交戦状態という⁽¹²⁶⁾。

中立法との関係では、他国軍隊の敵対行為への支援は中立国の義務のうち避止義務に違反することが考えられる。その場合は、非交戦国違法説に立つときは、集団的自衛権を行使できれば（紛争当事国になり中立国ではなくなる）当該行為の違法性は問われず、非交戦国選択可能説に立つときは、集団的自衛権の行使に加えて非交戦国を選択することによっても当該行為の違法性を問われない。

なお、ICJは、「核兵器による威嚇またはその使用の適法性」に関する勧告的意見において、

(117) 第4条約第14条第1項「締約国は平時において、紛争当事国は敵対行為の開始の時以後、自国の領域及び必要がある場合には占領地区において、傷者、病者、老若、15歳未満の児童、妊産婦及び7歳未満の幼児の母を戦争の影響から保護するために組織される病院及び安全のための地帯及び地区を設定することができる。」

(118) 第4条約第15条第1項「紛争当事国は、次の者を差別しないで戦争の危険から避難させるための中立地帯を戦闘が行われている地域内に設定することを、直接に又は中立国若しくは人道的団体を通じて、敵国に提案することができる。」

(a) 傷者及び病者（戦闘員であると非戦闘員であるとを問わない。）

(b) 敵対行為に参加せず、且つ、その地帯に居住する間いかなる軍事的性質を有する仕事にも従事していない文民」

(119) 第1追加議定書第59条第1項「紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。」

(120) 第1追加議定書第60条第1項「紛争当事者がその合意によって非武装地帯の地位を与えた地帯に軍事行動を拡大することは、その拡大が当該合意に反する場合には、禁止する。」

(121) Wolff Heintschel von Heinegg, “War Zones,” Wolfrum, ed., *op.cit.*(43), pp.763-764.

(122) 真山全「海上経済戦における中立法規の適用について」『世界法年報』8号, 1988.10, pp.24-26.

(123) 森田桂子「武力紛争時の第三国領域使用の帰結—武力攻撃への該当性の観点から—」『防衛研究所紀要』8巻2号, 2006.2, pp.39-40.

(124) D. W. Bowett, *Self-Defence in International Law*, Manchester: Manchester University Press, 1958, pp.175-176.

(125) 和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格—戦争に巻き込まれない権利とその条件—』東京大学出版会, 2010, pp.3-8; 松山健二「憲法第9条の交戦権否認規定と武力紛争当事国の第三国に対する措置」『レファレンス』756号, 2014.1, pp.92-95. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408485_po_075605.pdf?contentNo=1> なお、非交戦状態が慣習上の規範となっていないとしても、報復、武力行使を伴わない復讐又は緊急状態を国際法上の根拠とすれば、中立国が交戦国の一方に対する支援を行いうるという見解がある。George K. Walker, *The Tanker War, 1980-88: Law and Policy* (International Law Studies), vol.74, Newport: Naval War College, 2000, p.189. <<https://ia902708.us.archive.org/5/items/tankerwar198088174walk/tankerwar198088174walk.pdf>>

(126) 真山全「非交戦状態」国際法学会編 前掲注(13), pp.732-733.

交戦国による中立国の不可侵などの中立に関する原則は国連憲章の関連する規定に従いつつも全ての国際的武力紛争に適用されるとの判断を示している⁽¹²⁷⁾。

IV 考察

これまでの議論を踏まえて考察を行うが、必要に応じて次の想定に当てはめて行う。

(想定)

X国はY国に対して武力を行使しており、Z国は、X国のY国に対する敵対行為への支援を行う。Z国の支援は、公海上又は当該活動について同意を得た他国の領域で行われる。

最初に *jus ad bellum* という観点から考察を行う。ニカラグア事件判決は、「武器の提供、兵站又はその他の支援」という形式の反乱軍への援助は、武力攻撃を構成しないが、「武力による威嚇又は武力の行使」か「他国の内部又は対外的な事項への干渉」に相当することがあるとした。他方、侵略の定義に関する決議第3条(f)では、第三国が他国に対する侵略行為を行うために自国領域を使用することを許容する国の行為を侵略行為と規定している⁽¹²⁸⁾。これらを踏まえると、他国の反乱軍への支援や、第三国が他国に対する侵略行為(武力攻撃を含む。)を行うために自国領域を使用することを許容することは、他国に対する直接的な行為ではないが武力行使禁止原則に反する武力行使を構成することがあるといえる⁽¹²⁹⁾。武力行使は軍事力の行使を意味するが、武力行使禁止原則の違反に伴う国家責任は、他国に対する直接的な行為以外の行為によっても生ずることはありうるのである。

このような武力行使禁止原則に反する武力行使は、他国に対する直接的な行為があってはじめてそのように法的に評価されるという点で、副次的な性質を有するといえる。他国の非国家主体への支援等が間接的武力行使と表現されることがあるが⁽¹³⁰⁾、非国家主体や第三国という別の主体による他国に対する直接的な行為への支援が武力行使を構成するとき、当該武力行使をここでは便宜的に「間接的武力行使」と呼ぶこととする⁽¹³¹⁾。

X国のY国に対する武力行使が違法であるとき、Z国の支援も武力行使禁止原則に反する「間接的武力行使」を構成することはありうる。他方、X国のY国に対する武力行使が自衛権に基づく措置であって国際法上適法な行為であるとき⁽¹³²⁾、武力行使禁止原則における支援国の国家責任が主に違法な武力行使との関連性から議論となってきたこともあり⁽¹³³⁾、Z国の「間接的武力行使」が国際法上どのように評価されるかは明らかではない。Z国の「間接的武力行

⁽¹²⁷⁾ *I.C.J. Reports 1996, op.cit.*(33), pp.260-261, paras.88-89.

⁽¹²⁸⁾ 侵略の定義に関する決議第3条(f)によって侵略行為とされる行為は「他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国の行為」であるが、ここでは便宜的に、武力行使の主体を「他国」から「第三国」に、武力行使の客体を「第三国」から「他国」へと入れ替えた。

⁽¹²⁹⁾ *Randelzhofer and Dörr, op.cit.*(23), pp.211-213.

⁽¹³⁰⁾ 浅田正彦「非国家主体と自衛権—「侵略の定義」決議第3条(g)を中心に」坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦—芹田健太郎先生古稀記念—』信山社, 2013, pp.856-858.

⁽¹³¹⁾ 「間接的武力行使」は、あくまで支援の主体という点に着目した便宜的な呼称であり、国際法上の評価を行うに当たり、主たる行為の実行者が非国家主体のときは敵対行為を受ける国と支援国との関係が直接問題となるが、主たる行為の実行者が国のときは当該国を介して関係することになり、その結果同様の「間接的武力行使」であっても例えば武力攻撃を構成しうるかなど評価は変わりうる。本稿が対象としているのは後者である。

使」がX国による適法な武力行使への支援の範囲であれば適法であるのか、それともZ国による集団的自衛権の行使として位置付けられるときに適法となるのか、といった論点が考えられる。

武力紛争において、武力紛争当事国は自国の武力行使を適法な措置としてとらえることが大半である。X国は、Y国に対する自国の武力行使やZ国の自国への支援は適法であり、Y国の自国に対する武力行使は違法であるととらえる。Y国はX国に対する自国の武力行使は適法であり、X国の自国に対する武力行使は違法で、違法な武力行使へのZ国の支援も同様に違法であるととらえると考えられる。Y国は、Z国の支援をさらに武力行使禁止原則に反する武力行使であるととらえることも考えられる。

Y国が、Z国に対する自国の武力行使の国際法上の根拠を見いだせるかであるが、Z国の行為を国際違法行為への違法な支援とみるか⁽¹³⁴⁾、これに加え違法な武力行使とみるか、さらに武力行使とみるとしてそれが武力攻撃をも構成すると判断するかで異なってくる⁽¹³⁵⁾。また、自衛権行使の要件である必要性と均衡性を満たすことも当然求められる⁽¹³⁶⁾。

次に武力紛争法という観点から考察を行う。武力紛争法は、武力紛争の存在という事実によって適用され、当事国の認否は関係ない。先の想定でいえば、Z国とY国の間に武力紛争が存在するか否かは、両国間における敵対行為の存否によってのみ決定される。X国とY国の間の武力行使の正当性がどちらにあるか、Z国の支援に関する国際法上の適否の評価にも左右されない。

上述の想定では、Z国は敵対行為の主体とはならず、また活動の領域も公海又は同意を得た他国の領域に限定される。Z国は自らは敵対行為を行わないので、武力紛争法の適用に左右されるのは、Y国がZ国に対する敵対行為を行うときや、Z国の軍隊の構成員がY国の権力内に陥ったときである⁽¹³⁷⁾。Z国の軍隊の構成員がY国の権力内に陥るということは、当該構成員の自発的な行動によることなどが無い限りY国のZ国に対する敵対行為があつて初めて起き

⁽¹³²⁾ X国の武力行使が国連安保理による国連憲章第7章に基づく措置であるときは、国連安保理が当該措置の内容をどのように決定するかに規定される。Z国の行為は、自衛権の行使であればX国の武力行使に対して副次的な関係となるが、国連安保理による国連憲章第7章に基づく措置のときは当該措置の中で位置付けられることになる。

⁽¹³³⁾ その一例として次の考察がある。Helmut Philipp Aust, *Complicity and the Law of State Responsibility* (Cambridge Studies in International and Comparative Law), Cambridge: Cambridge University Press, 2011, pp.380-385.

⁽¹³⁴⁾ 支援国は、当該国の行為が国際違法行為の原因となる又は寄与する程度に応じてのみ責任を問われる *Commentary, op.cit.*(51), p.66, para.(1).

⁽¹³⁵⁾ この件に関する日本政府の見解は次のとおりである。「(A国が日本に違法な武力攻撃をしている場合に、B国の補給艦がA国の戦闘機に給油や弾薬の補給を行うときについて問われて) A国は日本に対して攻撃をしているわけですが、B国は日本に対して武力攻撃をしているというわけではない中において、このB国が行っていることがA国と完全に、その武力攻撃、武力行使の一体化が行われているという認識にならなければ、それは我々は攻撃できないということになるわけであります。」(安倍晋三内閣総理大臣答弁)。第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第19号 前掲注(1), p.7.

⁽¹³⁶⁾ 必要性と均衡性の要件については、後者については地理的範囲も重要な要素であり、単発の攻撃に対して攻撃国の領域深くに対する防衛行動は通常許されないが、攻撃が連続するとき将来の攻撃を抑止するために一定の規模で攻撃の拠点 (source) に対する反撃も認められることもあるという見解がある。Oscar Schachter, "The Right of States to Use Armed Force," *Michigan Law Review*, vol.82 no.5/6, April-May 1984, pp.1637-1638.

⁽¹³⁷⁾ Z国は、Y国の自国に対する敵対行為がある場合、それに反撃するとき当該行為の手段・方法等について武力紛争法が規定する規律を受けることはある。また、Z国はY国の軍隊の構成員や国民が自国の権力内にあるとき武力紛争上の規律を受けるが、このような状況は敵対行為を経ずして起きることは考えにくい。

ることである。初撃説と烈度説のうち後者を採用し当該敵対行為の烈度が適用要件を満たさないという場合を除いて、Y 国の Z 国に対する敵対行為があれば Z 国はその認識と関係なく武力紛争当事国になるといえる⁽¹³⁸⁾。

Y 国の Z 国に対する敵対行為がないときに、Z 国が X 国と Y 国間の武力紛争において武力紛争法上の紛争当事国になるかは定かではないが、文民の敵対行為への直接参加に関する議論を援用すると次のように整理することはできる。Z 国は武力紛争法上の紛争当事国ではなく、その軍隊の構成員は文民として位置付けられると推定する。当該構成員の行為が一般的な戦争遂行努力又は継戦活動であり、武力紛争法上の要件を満たせば、当人は文民のままでもその車両等当該活動を担う物は軍事目標となる⁽¹³⁹⁾。さらにその行為が敵対行為への直接参加に相当すれば、当該構成員は戦闘員として軍事目標となる。このように、Z 国の軍隊の構成員による X 国への支援という行為が、敵対行為への直接参加と戦争遂行努力・継戦活動のどちらに位置付けられるかによって、Z 国が紛争当事国となるかが決定されると考えることもできる⁽¹⁴⁰⁾。

中立法との関係については、次のように整理できる。非交戦国違法説に立てば、Z 国の X 国への支援は中立国の地位としては避止義務に反する国際違法行為を構成する可能性がある。他方、非交戦国選択可能説に立てば、Z 国が中立国を選べば非交戦国違法説のときと同じであり、Z 国が非交戦国を選べば Z 国の X 国への武力行使に至らない支援は国際法上適法となる⁽¹⁴¹⁾。このような関係となるが、Y 国が X 国の自国に対する武力行使を国際違法行為と考えるとすれば、非交戦国違法説に立てば当然に、非交戦国選択可能説に立っても Y 国からすれば Z 国は非交戦国を選択しえないのであり、Y 国が Z 国の支援を国際違法行為として対抗措置をとることは想定されうる。

おわりに

軍隊による他国の敵対行為への支援は、*jus ad bellum* 上は、当該支援を実施する国の認識にかかわらず、敵対行為を受ける国からは武力行使禁止原則の違反を含めて国際違法行為を構成

(138) 真山全「憲法的要請による集団的自衛権限定的行使の発現形態—外国領水掃海および外国軍後方支援—」『国際問題』648号, 2016. 1・2, pp.23-24.

(139) 軍隊の活動における兵站の役割の重要性を踏まえると、Y 国にとって、Z 国の支援を担う物を攻撃対象にすることは軍事的な利益がある選択といえる。他方、Y 国にとって、Z 国の支援に関係する物を攻撃対象とすることは Z 国の武力紛争への関与を一層深めてしまう危険性もある。

(140) 兵器の生産等の協力、資金の提供、政治や情報面の支援ではそうはならないが、軍事作戦への直接的な支援などをすれば第三国は紛争当事国の地位となるという見解がある。Greenwood, *op.cit.*(68), p.58.

(141) 日本政府は、陸戦中立条約と海戦中立条約の有効性について問われて次の見解を示している。「これらの条約は、国際法上一般に戦争が違法とされていなかった時代に作成されたもので、戦争が違法化された国連憲章の下では、戦争が違法でないことを前提とした「中立国」という概念は用いられなくなっており、現在では、お尋ねの両条約における中立国に係る規定がそのまま適用されるものではないと考えている。一般論として言えば、戦争犠牲者の保護といった国際人道法の基本原則に係る規定等については、一定の状況の下では、基本的にこれらに従った取扱いがされるべきものとするが、その他の規定については、確定的にお答えすることは困難である。」(「衆議院議員金田誠一君提出小泉政権におけるテロリズムに対する認識に関する再質問に対する答弁書」(平成14年2月5日受領内閣衆質153第29号) pp.3-4.)。また、次の文献には、国連安保理による平和の破壊等の認定が行われない場合に「他国から侵害を受けた国は個別的自衛権を行使してこれに反撃できる。この場合、第三国は、集団的自衛権を行使して侵害を受けた国を武力により助けることだけではなく、いわゆる「後方支援」を含めて武力の行使に当たらないかたちでこれに援助することも認められる。」との記述がある。小松一郎著、外務省国際法局関係者有志補訂『実践国際法 第2版』(法律学講座 15) 信山社, 2015, p.470.

すると評価されることがありうる。武力紛争法上は、支援を行う国がその行為だけで紛争当事国となるかは定かではないが、当該国が敵対行為を受けたときは紛争当事国になることがあるといえる。

本稿の執筆にあたっては真山全大阪大学大学院国際公共政策研究科教授に貴重なご助言を頂いた。この場を借りて深くお礼申し上げます。

(まつやま けんじ)